

リハビリテーションセンターおおた
(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)
重要事項説明書

【事業所の概要】

名 称	リハビリテーションセンターおおた
事業者番号	4073500532
所 在 地	福岡県糸島市浦志 2 丁目 21 番 20 号
電 話	092(323)6942

【事業の目的】

要支援・要介護状態にある高齢者等に対し、心身機能の回復又は維持、日常生活活動の自立を助ける事を目的とし、リハビリ・機能向上レクリエーションを通じ(やすらぎ)と(ふれあい)を提供し、個々人の「自信回復」と「生活の明るさ」を取り戻す事で社会生活への参加を目的とする。(※リハビリテーションは『心身機能』、『活動』、『参加』などの生活機能の維持向上を図るものでなければならないことに基づいて実施していく。)

【運営方針】

利用者・家族とのコミュニケーション及びニーズを大切に『心身のリハビリテーション』を提供していきます。

【従業者の職種、員数及び職務内容】

職 種	人 数	職 務 内 容
管理者	1名(※兼務)	利用者のサービス提供、事業所の業務管理を行う。
医 師	1名	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成を従業者と共同して行うとともに実施に関する従業者への指示を行う。
作業療法士	1名以上(利用者 100 人に対して 1 名以上)	利用者の有する能力に応じ、機能訓練及び日常生活動作訓練を行い身体・精神機能の維持改善及び残存能力の向上を目指す。介護職員と連携して利用者に対して、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施に努める。
介護職員	利用者 10 人に対して 1 名	可能な限り、個々人の能力に応じて居宅での生活を営むことができるよう、必要な日常生活における能力の維持改善及び援助を行う

【実施曜日・時間】

実施曜日	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日
サービス提供時間	午前 10時 ~ 午後 4時30分
営業時間	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
休業日	日祭日・8月14、15日・12月31、1月1、2、3日

【利用定員数】

定 員	25名
-----	-----

【サービスの概要】

- ①食 事 : 栄養士の立てる献立表により、栄養面において、また契約者の身体の状況や嗜好を考慮した食事を提供します
- ②入 浴 : 契約者が自宅での入浴が困難の場合には、入浴サービスを提供いたします。
- ③リハビリテーション : 契約者の身体等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。
- ④送 迎 : 契約者のご自宅から事業所間での送迎を行います。(実施地域の送迎)

【利用料金・その他の費用】

利用料金は重要事項説明書(別紙)に定める。

【実施地域】

糸島市、福岡市西区(※泉～北原、西の浦付近の地域)

【介護サービス記録の開示】

介護サービスの記録を保存しておりますので、閲覧できます。

【事業計画、財務内容の閲覧】

利用者及び家族が当事業者に関しての事業計画、財務内容の閲覧を希望された場合は閲覧することができます。

【緊急時の対応】

契約者が通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行っている時に体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は契約者の家族または緊急連絡先へ連絡し、必要に応じて主治医または協力医療機関に連絡し、適切な処置を行う事とします。

【業務継続計画】

1:非常災害

災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画(BCP)を策定しています。

2:感染症

感染症が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画(BCP)を策定しています。

従業者は業務継続計画の定期的な見直しを行い、計画内容の周知を図り、必要な研修および訓練を実施する。

【非常災害対策】

従業者は地震及び火災等の非常災害に際し、利用者の人命の安全確保を最優先とした非難、誘導等の措置を行います。当該業務継続計画に従い、業務実施します。

【感染症・予防まん延対策・衛生管理】

従業者は感染症発生、蔓延防止のため、衛生管理の指針を作成する。および、利用者の使用する施設設備等において衛生管理に努め、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ります。

【虐待の防止】

従業者は利用者の人権を遵守する。虐待の防止の為、指針を設備し、研修を定期的に実施し、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っています。措置を適切に実施する為、専任の担当者を配置しています。

【ハラスメントの防止】

利用者、及び従業者は、暴力・ハラスメントにより傷つくことがあってはならない。事業所は、下記の行為をハラスメントとして、発生、および再発防止の指針を設備し、相談窓口の担当者を設置し、研修を定期的に実施します。また、利用者等による従業者へのハラスメントの行為が度重なり、対策等実施後も改善がみられなかった場合、利用中止になる場合があります。

- ア)身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為
- イ)精神的暴力…個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ウ)セクシャルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ 行為

【認知症の研修】

従業者は認知症に係る基本的な研修を受講しています。

【その他運営に関する重要事項】

従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

【事故発生時の対応】

事故が発生した場合は、速やかな対応を行い、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置とる。

【損害賠償保険】

損害賠償責任

当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき、事業者に重大な過失がある事故が発生した場合は、加入保険会社との協議の上、適切に対応します。

事業所の責に帰すべからざる事由、損害賠償がなされない場合

事業所は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、また、職員付添の無い状態で利用者本人が転倒をおこす等、事業所の実施したサービスを原因としない自由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

【サービス利用に当たっての留意事項】

- ① 契約者の都合等により通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービス利用の中止を希望される場合は、利用予定日の前日まで、もしくは、当日の午前8時15分までに連絡をお願いします。また、早めの連絡により利用日の変更等の対応が可能になる場合がありますので、早めの連絡をよろしくお願いします。
- ② サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。
- ③ 集団生活ですので「和」を大切にし、他の人に迷惑がかからないようにお願い致します。
- ④ 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

- ⑤ 現金、貴重品等は原則として所持していただきたいようお願い致します。所持金品や貴重品等の紛失について当事業所では責任を負えませんのでご了承下さい。
- ⑥ 施設内での営利行為、宗教活動、特定の政治活動等は禁止しております。職員へのハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中止や契約を解除する場合があります。ご協力をお願いします。

【相談・苦情対応】

当事業所において、提供した介護サービスに関する利用者様からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付ける為の窓口を設置しています。

担当者および従業者は、再発防止および類似する苦情に繋がらないように努めます。